

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
アイアル・ケア 山鹿市大字久原 3981 番地の 2	有限会社 山榮開発 山鹿市大字久原 3981 番地の 2	平成 16 年 12 月 6 日

## 〔居宅介護支援事業〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
介護計画センターすずらん 人吉市願成寺町 482 番地 2	有限会社 介護生活研究所 人吉市願成寺町 482 番地 2	平成 16 年 12 月 10 日
グリーンコープ居宅介護支援センター (宇城) 下益城郡松橋町松橋 1195 番地	グリーンコープ生活協同組合くまもと 熊本市新土河原二丁目 1 番 1 号	平成 16 年 11 月 1 日
美里町社協ケアセンター中央 下益城郡美里町佐保 338 番地	社会福祉法人 美里町社会福祉協議会 下益城郡美里町永富 1510 番地	平成 16 年 11 月 1 日
美里町社協ケアセンター砥用 下益城郡美里町永富 1510 番地	社会福祉法人 美里町社会福祉協議会 下益城郡美里町永富 1510 番地	平成 16 年 11 月 1 日

## 〔介護老人保健施設〕

施設の名称及び所在地	指 定 年 月 日
介護老人保健施設 なごみの里 下益城郡中央町堅志田 192-1	平成 16 年 10 月 1 日

## 熊本県告示第 19 号

生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 14 条第 2 項の規定により、次の指定介護機関から廃止の届出があった。

平成 17 年 1 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 〔訪問介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
社会福祉法人中央町社会福祉協議会在宅福祉サービスセンター 下益城郡中央町佐保 338	社会福祉法人 中央町社会福祉協議会 下益城郡中央町佐保 338	平成 16 年 10 月 31 日
社会福祉法人砥用町社会福祉協議会在宅福祉サービスセンター 下益城郡砥用町永富 1510	社会福祉法人 砥用町社会福祉協議会 下益城郡砥用町永富 1510	平成 16 年 10 月 31 日

## 〔訪問入浴介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
社会福祉法人中央町社会福祉協議会在宅福祉サービスセンター 下益城郡中央町佐保 338	社会福祉法人 中央町社会福祉協議会 下益城郡中央町佐保 338	平成 16 年 10 月 31 日
社会福祉法人砥用町社会福祉協議会在宅福祉サービスセンター 下益城郡砥用町永富 1510	社会福祉法人 砥用町社会福祉協議会 下益城郡砥用町永富 1510	平成 16 年 10 月 31 日

## 〔通所介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
社会福祉法人中央町社会福祉協議会在宅福祉サービスセンター 下益城郡中央町佐保 338	社会福祉法人 中央町社会福祉協議会 下益城郡中央町佐保 338	平成 14 年 3 月 31 日
社会福祉法人砥用町社会福祉協議会在宅福祉サービスセンター 下益城郡砥用町永富 1510	社会福祉法人 砥用町社会福祉協議会 下益城郡砥用町永富 1510	平成 15 年 3 月 31 日

## 〔居宅介護支援事業〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
社会福祉法人中央町社会福祉協議会在宅福祉サービスセンター 下益城郡中央町佐俣 338	社会福祉法人 中央町社会福祉協議会 下益城郡中央町佐俣 338	平成 16 年 10 月 31 日
社会福祉法人砥用町社会福祉協議会在宅福祉サービスセンター 下益城郡砥用町永富 1510	社会福祉法人 砥用町社会福祉協議会 下益城郡砥用町永富 1510	平成 16 年 10 月 31 日

## 熊本県告示第 20 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 17 条の 4 第 1 項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 17 年 1 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
アイリスケアセンター本渡 本渡市小松原町 12 番地 10	株式会社 ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目 9 番地 寺田 明彦	平成 16 年 12 月 28 日	43000100187110	身体障害者 居宅介護

## 熊本県告示第 21 号

熊本県大規模小売店舗立地審査会設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。  
平成 17 年 1 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県大規模小売店舗立地審査会設置要綱の一部を改正する要綱  
熊本県大規模小売店舗立地審査会設置要綱（平成 12 年熊本県告示第 477 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の別表を次のように改める。

部	課名
環境生活部	環境政策課
	環境保全課
	廃棄物対策課
商工観光労働部	商工政策課
土木部	道路総務課
	都市計画課
	建築課
(公安委員会) 警察本部交通部	交通規制課

附 則

この要綱は、平成 16 年 12 月 24 日から施行する。

## 公 告

## 熊本県公告第 1 号

熊本県屋外広告物条例（昭和 39 年熊本県条例第 66 号）第 20 条の 3 第 1 項の規定に基づき、屋外広告物講習会を次のとおり開催する。

平成 17 年 1 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 日時 平成 17 年 2 月 17 日 午前 10 時から午後 4 時まで
- 2 場所 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁本館 4 階 401 会議室
- 3 講習科目  
(1) 広告物に関する法令

- (2) 広告物の表示方法
- (3) 広告物の施工
- 4 受講手続
  - (1) 申込書等の請求  
受講申込書等の用紙は、平成17年1月12日から同年2月9日まで熊本県都市計画課景観整備室、各地域振興局及び熊本市都市整備局開発部都市整備指導課で配布するので請求すること。
  - (2) 申込先  
熊本県土木部都市計画課景観整備室
  - (3) 受付期間  
平成17年1月12日から同年2月9日まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後6時まで
  - (4) 提出書類
    - ア 受講申込書に必要事項を記入すること。
    - イ 写真（縦3センチメートル、横2.5センチメートル）1枚を所定の位置に貼り付けること。
    - ウ 2,200円の熊本県収入証紙を所定の位置に貼り付けること。
- 5 問い合わせ先  
熊本県都市計画課景観整備室景観班（電話 096-383-1111 内線 6076）

**熊本県公告第2号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第3項の規定に基づき、浦田地区土地改良事業共同施行代表者小林公雄から浦田地区の換地処分をした旨の届出があった。

平成17年1月7日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**熊本県公告第3号**

県営羊角湾周辺地区（益田工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

平成17年1月7日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**熊本県公告第4号**

次のとおり一般競争入札に付する。

平成17年1月7日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 調達物品及び数量
    - ア 男性警察官用冬服（上衣）158着
    - イ 男性警察官用冬服（ズボン）158着
  - (2) 調達物品の規格及び品質等  
入札説明書及び仕様書のとおり
  - (3) 納入期限  
平成17年3月31日（木）
  - (4) 納入場所  
熊本県警察学校
  - (5) 入札方法
    - ア 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
    - イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
    - ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者  
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
  - (1) 物品の購入契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査要領（昭和39年熊本県告示第386号。以下「審査要領」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、審査要領による審査を受け、入札参加資格を得ること。
  - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けて